

令和2年度津山市水道局物品等指定業者指名申請要領

津山市水道局が発注する物品(水道処理薬品・水道資材[メーター・弁栓類])の指名競争入札(見積)に参加を希望される方は、次により関係書類を提出して審査を受けてください。

なお、上記以外の物品等(水道事業に直接関連性がない物品販売や役務提供)については、
津山市財政部契約監理室に提出していれば、津山市水道局への提出は不要です。

また、平成31(令和元)年度に登録された方についても、提出は不要です。

1 提出場所

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

津山市水道局 業務課 庶務係

直通電話 (0868)32-2104、FAX (0868)22-9294

【参考:津山市ホームページURL(<https://www.city.tsuyama.lg.jp>)】

2 受付期間

令和2年4月1日(水曜日)から令和2年4月20日(月曜日) (休日を除く執務時間中)

※執務時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

※受付期間終了後は次年度受付まで受付できません。

●郵送での提出について

- ・津山市内に営業所のない市外業者の方は、郵送でも申請書を受け付けます。
- ・申請内容、添付書類等をよく点検したうえで、受付期間内必着でご提出ください。
(不備がある場合は受付が出来ません)
- ・普通郵便でも結構ですが、受付期間内に津山市水道局に必着としてください。
(配達の確認が取れない方法で郵送し、問題が生じたときは受付できないことがあります。)

3 今回申請の資格有効期間

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで(1年間)

4 申請に際しての要件

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (2)申請日までに2年以上の営業実績があること
- (3)国税・岡山県税・市税・社会保険料等を完納していること
- (4)営業に関し法令上必要とする免許・許可等を有していること

5 留意事項

- ・証明書類は、申請日より3か月以内に発行されたものに限ります。
- ・社会保険料の納入証明は平成31年1月～令和元年12月の期間に未納がないことの証明を受けてください。
- ・津山市税等の納税証明については令和2年3月25日(水)以降の証明分に限ります。(2週間以内に納税したものについては、証明申請時に必ず領収書又は引落記帳済の通帳を持参してください。)
- ・国税・岡山県税・市税・社会保険料等が完納でない場合は、「未納があることの申立書」を提出すれば、申請は受理しますが、完納するまでの間は指名保留となり入札(見積)に参加できません。完納となり次第、完納が確認できる証明書を提出してください。
- ・綴りの体裁はA4フラットファイル(色指定なし)綴じでお願いします。
- ・名簿に登載された場合でも、必ずしも指名を受けられるものではありません。

6 提出書類

- ・津山市水道局指定業者指名申請書(様式1～4号)、役員名簿(様式5号)及び添付書類(下記「7 添付資料」を参照)
- ・申請書の様式は、津山市水道局のホームページからダウンロードできます。
- ・津山市の様式を使用することも可能です。(津山市契約監理室のホームページからダウンロードできます。)

7 添付資料

添付いただく書類は下記のとおりです。

提出書類名	注意事項等
役員名簿(様式5号)	<ul style="list-style-type: none">・就任年数は、直近の就任日から申請日までの期間を記入すること。・2部作成して提出すること。
津山市発行の市税等の納税証明書 【法人用】・【代表者用】	<ul style="list-style-type: none">・津山市に納税義務がない場合には提出不要。・津山市役所 2階税制課②番窓口もしくは各支所・出張所にて発行。・令和2年3月25日以降に発行のもの。2週間以内に納税したものについては領収書又は引落記帳済の通帳を持参のこと。
社会保険料納入証明書もしくは社会保険料納入確認書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none">・申請日より3か月以内に発行のもの。・証明対象期間:平成31年1月分から令和元年12月分・健康保険組合等に加入の場合は、その保険者が発行する証明書が必要。その場合には様式は任意。対象期間と未納の有無が分かるよう記載すること。
未納があることの申立書	<ul style="list-style-type: none">・国税、岡山県税、津山市税、社会保険料が完納でない場合のみ提出。・完納となり次第、完納が確認できる証明を提出。
国税の納税証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none">・本社の所在地を所管する税務署にて発行。・申請日より3か月以内に発行のもの。・所得税、消費税の滞納がないことの証明…納税証明書その3の2(個人)・法人税、消費税の滞納がないことの証明…納税証明書その3の3(法人)

岡山県税の納税証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・本社または支店、営業所等が岡山県に納税義務がある場合、滞納がないことを証明する完納証明。 ・岡山県の様式「納税証明書交付申請書」で、証明書の使用目的を「指名願添付・入札参加資格審査申請」、申請税目等を「県徴収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの。 ・所轄の県民局にて発行。 ・申請日より3か月以内に発行のもの。
登記事項証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局にて発行。 ・法人のみ提出が必要(現在事項証明で可)。 ・申請日より3か月以内に発行のもの。
印鑑登録証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日より3か月以内に発行のもの。
住民票 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日より3か月以内に発行のもの。
身分証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地の市町村役場にて発行。 ・申請日より3か月以内に発行のもの。
津山市暴力団排除条例に係る誓約書	<p>・津山市水道局ホームページからダウンロードすること。(水道局用の様式)</p> <p>・本社の代表者の記名と押印が必要。</p>
財務諸表(決算書等)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1年の事業年度のもの。
委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・支店等で入札・見積・契約締結をする場合は原本を提出。
営業許可証等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・営業の許可、認可、登録、届出等を必要とする業種の場合に必要。
特約店又は代理店証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて添付。

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地
津山市水道局 業務課 庶務係

直通電話 (0868)32-2104

FAX (0868)22-9294